

令和8年度かがわスマートハウス促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 令和8年度かがわスマートハウス促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号で定めるところによる。

(1) 住宅

家屋であって、現に住居として使用されるもの又は住居として使用される予定のもの(店舗、事務所等と兼用のものを含む。)

(2) 新築住宅

住宅のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第2条第2項に規定する新築住宅に該当するもの(新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの(建設工事の完了の日から起算して一年を経過したものを除く。))をいう。

(3) 既存住宅

住宅のうち、前号に規定する新築住宅に該当しないもの

(4) B E L S

「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成28年国土交通省告示第489号)」に基づく第三者認証の一つである「建築物省エネルギー性能表示制度」

(5) 自家消費型太陽光発電設備

次のア及びイに掲げる要件を満たすものとする。

ア 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(以下「F I T」という。)及びF I P(Feed in Premium)制度の認定を取得しない又はF I Tの調達期間、F I Pの交付期間が満了しているもの

イ 発電した電力量の30%以上を自家消費するもの

(6) 居室

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第4項に規定する居室に該当するもの(居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。)

(7) 子育て世帯

令和8年4月1日時点又は第9条の規定による申請時点で18歳未満の子を有する世帯

(8) 複数世代同居

令和8年4月1日時点又は第9条の規定による申請時点で65歳以上の者が直系血族又はその配偶者と同居していること。

(補助金交付の対象)

第3条 知事は、Z E Hや断熱改修等の一層の普及促進及び有効活用を図ることにより、温室効果ガスの排出の量の削減のため、次条第1号に規定する補助事業に要する費用の一部について、同条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 県内の住宅(住民票の住所で居住していること又は建物の登記事項証明書等の種類で住宅であることが確認できるものに限る。)において、次のア～エに掲げる補助事業を行う個人であること。

ア Z E Hの新築又は購入

イ 蓄電池の設置

ウ V 2 Hの設置

エ 高性能建材(窓及び玄関ドア)を用いた断熱改修

(2) 県税を滞納していない者であること。

(3) 県が運営管理するJークレジット制度に基づき県が運営、管理する「かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)」に入会すること、又はしていること。ただし、「かがわスマートグリーン・

バンク（太陽光発電）」会員規約第4条（1）及び（5）の入会資格を満たさないものについては、この限りではない。

（補助対象設備及び補助金の額等）

第5条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表1に定める要件を満たす設備（附帯設備を含む。）とする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に定める額とする。
- 3 補助金の額は、別表3に定める額とする。
- 4 加算額は、別表4に定める額とする。

（交付申請予約の届出）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所
 - (2) 補助対象設備及び補助金の額
 - (3) 第16条の手続代行者に関する情報（手続代行者に手続を代行させる場合に限る。）
- 2 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 届出者が契約者である工事請負契約書（注文書及び注文請書を含む。）又は売買契約書の写し
 - (2) 委任状（手続代行者に手続を代行させる場合に限る。）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 知事は、交付申請予約の届出があったときは、届出者又は第16条の手続代行者に受付番号を通知するものとする。なお、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、その旨を通知するものとする。

（交付申請予約の届出の受付）

第7条 交付申請予約の届出の受付は、先着順とし、受付期間は、補助事業を実施した年度の2月末日までとする。ただし、その日が県の休日のときはその直前の県の休日以外の日までを受付期間とする。

（交付申請予約の取下げ及び変更等）

第8条 交付申請予約の届出を行った者は、補助事業の全てを中止しようとするときは、交付申請予約の取下げを行わなければならない。

- 2 交付申請予約の届出を行った者は、第6条第1項第2号の内容の変更を行う場合には、速やかに、変更事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 届出者が契約者である工事請負契約書（注文書及び注文請書を含む。）又は売買契約書の写し
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 4 知事は、第2項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、当該変更を承認するか否かを決定し、届出者又は第16条の手続代行者に通知するものとする。

（交付の申請）

第9条 規則第4条の規定による申請をしようとする者は、かがわスマートハウス促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書兼請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 交付申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 誓約書（様式第2号）
 - (2) 申請者が契約者である工事請負契約書（注文書及び注文請書を含む。）又は売買契約書の写し
 - (3) 申請者の住民票（発行日から3箇月以内のものに限る。ただし、Z E H及び断熱改修設備において「子育て世帯又は複数世代同居」による加算を受けようとする場合「世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの）」）
 - (4) 県税の完納証明書（発行日から3箇月以内のものに限る。）
 - (5) 個人住民税の完納証明書（発行日から3箇月以内のものに限る。）
 - (6) かがわスマートグリーン・バンク（太陽光発電）入会届（入会要件を満たす場合に限る。）
 - (7) 補助事業の実施に係る領収書の写し
 - (8) 補助対象設備が設置された建物全体を確認できるカラー写真
 - (9) 住民票に記載された住所以外の場所に設置するときは、建物の所有及び住宅であることを証明す

る建物の登記事項証明書（発行日から3箇月以内のものに限る。）

(10) 委任状（手続代行者に手続を代行させる場合に限る。）

(11) 補助対象設備がZEHである場合にあっては、次の書類

ア 申請者が契約者である電力会社が発行する「電力受給契約書」等の写し（申請者に太陽光発電設備の所有権が無い場合を除く）

イ 太陽光発電設備の出力対比表（太陽電池モジュールの製造番号等の確認及び実出力の対比ができるもの）

ウ 太陽光発電設備の設置状態を示すカラー写真（太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できるもの）

エ パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できるカラー写真、保証書の写し又は検査成績証の写し

オ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第7条に基づく省エネ性能表示評価書の写し（BELS等、第三者認証を受けたもの）

カ 新築のZEHを購入するときは、建物の登記事項証明書（発行日から3箇月以内のものに限る。）

(12) 補助対象設備が蓄電池である場合にあっては、次の書類

ア 申請者が契約者である電力会社が発行する「電力受給契約書」等の写し（固定価格買取制度（FIT）及びFIP（Feed in Premium）制度を利用しないことが分かるもの又はFITの調達期間、FIPの交付期間が満了していることが分かるもの）

イ 蓄電池の設置状態を示すカラー写真

ウ 蓄電池の保証書の写し（型式名、製造番号及び保証開始日が確認できるもの）

エ かがわスマートグリーン・バンク（太陽光発電）の入会要件を満たす場合は、パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できるカラー写真、保証書の写し又は検査成績証の写し

(13) 補助対象設備がV2Hである場合にあっては、次の書類

ア 申請者が契約者である電力会社が発行する「電力受給契約書」等の写し（固定価格買取制度（FIT）及びFIP（Feed in Premium）制度を利用しないことが分かるもの又はFITの調達期間、FIPの交付期間が満了していることが分かるもの）

イ V2Hの設置状態を示すカラー写真

ウ V2Hの保証書の写し（型式名、製造番号及び保証開始日が確認できるもの）

エ かがわスマートグリーン・バンク（太陽光発電）の入会要件を満たす場合は、パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できるカラー写真、保証書の写し又は検査成績証の写し

(14) 補助対象設備が断熱改修設備である場合にあっては、次の書類

ア 建物の登記事項証明書（発行日から3箇月以内のものに限る。）

イ 全体断熱改修設備にあっては補助事業を行う窓及び玄関ドアの位置が確認できる平面図、部分断熱改修設備にあっては補助事業を行う窓及び玄関ドアの位置が確認できる、平面図又はカラー写真

ウ 窓及び玄関ドアの改修後の設置状態を示すカラー写真

エ 窓及び玄関ドアの出荷証明書等の写し（国の断熱リフォームに係る支援事業において登録されている登録型番・登録番号が確認できるもの）

(15) その他知事が必要と認める書類

3 前項第5号の書類が提出できない場合には、当該書類に代えてその理由が確認できる住民票又は戸籍の附票を提出するものとする。

（交付申請書兼請求書の受付）

第10条 交付申請書兼請求書の受付期間は、補助事業を実施した年度の3月末日までとする。ただし、その日が県の休日のときはその直前の県の休日以外の日までを受付期間とする。

2 補助事業者は、受付番号を受領した日若しくは補助事業の完了日のいずれか遅い日から起算して3箇月を経過した日（以下単に「3箇月を経過した日」という。）又は補助事業を実施した年度の3月末日のいずれか早い期日までに、交付申請書兼請求書を提出しなければならない。ただし、期日が3箇月を経過した日であって、特別の事情により、当該期日までに交付申請書兼請求書を提出することができない場合は、この限りではない。

3 前項ただし書きの場合、第1項の受付期間内に交付申請書兼請求書を提出するときに、遅延理由書を提出しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第11条 知事は、規則第5条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合には、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- （1）補助事業により取得した財産（建売住宅の購入の場合にあっては、第5条に規定する補助対象設備に係る部分に限る。）については、第17条第1項に定める期間は、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、補助金の全部に相当する額を県に納付した場合は、この限りでない。
- （2）その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（補助金交付決定）

第12条 知事は、第9条の規定による申請があったときは、その申請に係る書類等の審査により、その申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定をし、補助事業者に対して、前条に規定する条件のほか、交付決定番号、補助金の額及び交付を決定した日（以下「交付決定日」という。）を記載したかがわスマートハウス促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、かがわスマートハウス促進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により速やかに申請者に通知するものとする。

（工事の着工、建物の引渡し等）

第13条 補助事業者は、令和8年4月1日以後に、当該補助対象設備の設置等に係る工事の着手（建て売りの場合にあっては、当該補助対象設備が設置された住宅の引渡し）をしなければならない。ただし、補助対象設備がZEHである場合は、ZEHを構成する設備（高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備、太陽光発電設備）の工事の着手が、令和8年4月1日以後でなければならない。

2 ZEHに対し補助金の交付を受けようとする補助事業者は、令和8年4月1日以後に、電力会社と太陽光発電設備の電力受給を開始しなければならない。

3 補助事業者は、交付申請書兼請求書を提出するまでに、補助対象設備の設置等に係る工事を完了し、又は補助対象設備が設置された建物の引渡しを受け、かつ、電力会社と太陽光発電設備の電力受給を開始しなければならない。

4 補助事業の完了日は、補助対象設備を領収した日、電力会社と太陽光発電設備の電力受給を開始した日、製品保証書における保証開始日のいずれか遅い日とする。

（補助金の支払）

第14条 補助金は第12条第1項の規定による交付決定を行った場合に支払うものとする。

（決定の取消し）

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （2）不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- （3）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （4）法令、この要綱又はこれらに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

（手続代行者）

第16条 補助事業者は、交付申請予約の届出、交付申請予約の取下げ、交付申請予約変更の届出及び交付申請書兼請求書について、補助対象設備を販売する者等に対して、これらの手続を代行させることができる。

2 前項の規定により手続を代行する者（次項において「手続代行者」という。）は、前項の手続を誠意をもって実施するものとし、当該手続の代行を通じ補助事業者に関して知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

3 知事は、手続代行者が第1項に定める手続を偽り、その他不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表することができるものとする。

（取得財産等の管理）

第17条 規則第22条第2項ただし書に規定する知事が定める期間は、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満の

ものにあつては耐用年数）とし、同項第４号に規定する知事が別に定めるものは、補助事業により取得した財産とする。

2 補助事業者は、天変地災その他自らの責に帰することのできない理由により、補助事業により取得した財産が毀損し、又は滅失したときは、財産毀損・滅失届出書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第18条 補助事業者は、規則第22条第２項の規定に基づき、補助事業により取得した財産（建売住宅の購入の場合にあつては、第５条に規定する補助対象設備に係る部分に限る。）の処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書（様式第６号）を提出し、承認を得なければならない。

2 補助事業者は、知事が前項の承認と併せて補助金の全部又は一部について返還を請求したときは、請求に応じ返還しなければならない。

（報告）

第19条 知事は、補助事業に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な報告を求めることができる。

（電子情報処理組織を使用して行う手続の特例）

第20条 第６条、第８条及び第９条の規定による届出又は申請については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出又は申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせ、その方法は知事が別に定める。

2 前項の規定により行われる届出又は申請については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

（書類の提出）

第21条 この要綱により知事に提出する書類（以下「書類」という。）の部数は１部とする。

2 書類の提出先は、香川県環境森林部環境政策課カーボンニュートラル推進室とする。

3 書類の提出の方法は、郵送（配達の記録が確認できるものに限るものとし、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者又は同条第９項に規定する特定信書便事業者による信書の送達を含む。）又は持参によるものとする。

（補助事業に関する調査への協力）

第22条 この補助金の交付を受けた者は、知事の求めに応じ、補助事業に関する調査に協力するものとする。

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

1 この要綱は、令和８年８月17日から施行する。

別表１（第５条関係）

	補助対象設備	補助要件
(1)	Z E H （外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅	Z E Hを新築する又は新築のZ E H（売買契約締結時点で建設工事の完了の日から起算して１年を経過していないZ E H）を購入するものであって、次のア及びイの要件を満たすもの ア B E L S等の第三者評価により、Z E Hの評価・認証を受け、Z E HロードマップにおけるZ E Hの定義（ZEH+、ZEH、NearlyZEH）を満たすことが証明できる住宅であるもの イ 戸建住宅であるもの

	な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅)	
(2)	蓄電池 (電力を繰り返し蓄え、必要に応じて電気を住宅に電気を供給できる設備)	蓄電池から供給される電気を当該蓄電池が設置される住宅において消費することを目的として設置されるものであって、次のア～オの要件を満たすもの ア 国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）化等支援事業において、補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの イ 自家消費型太陽光発電設備と連系されるもの ウ 蓄電池・電力変換装置は未使用品であるもの エ 既存住宅又は新築のZ E Hに設置されるもの オ 戸建住宅に設置されるもの
(3)	V 2 H (E V等の車両に搭載されたバッテリーに蓄えた電力を変換し、住宅で使用できるようにするなど、自動車と住宅とで電力を相互に供給する設備)	V 2 Hを介して電気自動車等から供給される電力が、住宅で消費されるものであって、次のア～オの要件を満たすもの ア 国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金において、補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの イ 自家消費型太陽光発電設備と連系されるもの ウ V 2 Hは未使用品であるもの エ 既存住宅又は新築のZ E Hに設置されるもの オ 戸建住宅に設置されるもの
(4)	断熱改修設備 (高断熱窓及び高断熱ドア)	①全体断熱改修設備
		②部分断熱改修設備
		外気と直接接している全ての窓及び玄関ドアを改修する工事（ただし、下欄のa～eに該当する窓及び玄関ドアを改修しない場合を含む。）で設置されるものであって、下欄のア～ウの要件を満たすもの
		少なくとも1つ以上の居室、浴室又は脱衣室の外気と直接接している全ての窓を改修する工事（ただし、下欄のb～eに該当する窓又は玄関ドアを改修しない場合を含む。）又は当該工事と併せて実施する玄関ドアを改修する工事で設置されるものであって、下欄のア～ウの要件を満たすもの
		a 居室及び浴室以外に設置されている窓及び玄関ドア b 300×200mm以下のガラスを用いた窓 c 換気を目的としたジャロジー窓や換気小窓（障子を閉めた状態で換気を行うことができる、障子に組み込まれた小窓をいう。） d 天窓、ガラスブロック e 補助対象事業に係る工事請負契約の締結時点で、国の断熱リフォームに係る支援事業において登録されている製品が設置されている窓及び玄関ドア ア 次のa～cの国の断熱リフォームに係る支援事業において、補助対象製品として登録されている窓（ガラスを含む）又は玄関ドアを設置するもの a みらいエコ住宅事業 b 先進的窓リノベ事業 c 既存住宅の断熱リフォーム支援事業 等 イ 窓又は玄関ドアは未使用品であるもの

		ウ 既存住宅に設置されるもの
--	--	----------------

別表 2（第 5 条関係）

	補助対象設備	補助対象経費
(1)	Z E H	補助対象設備の新築又は購入に係る経費の合計額
(2)	蓄電池	補助対象設備本体及び付属機器の購入費並びに設置工事費の合計額
(3)	V 2 H	補助対象設備本体及び付属機器の購入費並びに設置工事費の合計額
(4)	断熱改修設備	補助対象設備本体及び付属機器の購入費並びに設置工事費（既存機器の撤去・処分費及び補助対象設備の設置に直接関係のない工事費等を除く。）から国及び他の地方公共団体の類似の補助金の額を控除して得た額

別表 3（第 5 条関係）

	補助対象設備	補助金の額	
(1)	Z E H	20万円 ただし、補助対象経費が20万円未満の場合は補助対象経費の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）	
(2)	蓄電池	既存住宅に設置する場合は、補助対象経費の10分の1の額又は10万円のいずれか低い額 新築のZ E Hに設置する場合は、補助対象経費の10分の1の額又は15万円のいずれか低い額 （1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）	
(3)	V 2 H	10万円 ただし、補助対象経費が10万円未満の場合は補助対象経費の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）	
(4)	断熱改修設備	①全体断熱改修設備	②部分断熱改修設備
		20万円 ただし、補助対象経費が20万円未満の場合は補助対象経費の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）。ただし、当該全体断熱改修設備が、この要綱に基づく補助金の交付を受けた部分断熱改修設備を設置した住宅に設置されるものである場合は、補助金の額は、既に交付を受けた補助金の額と合わせて20万円を上限とする。	補助対象経費の2分の1の額又は5万円のいずれか低い額 （1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）

※（1）、（4）の補助金の併用は不可

※（2）、（3）の補助金の併用は不可

※令和 6 及び 7 年度に、県の補助金を活用し、高性能建材（窓及び玄関ドア）を用いた断熱改修を行った住宅は、（4）の補助金の申請は不可

別表 4（第 5 条関係）

	補助対象設備	加算額
--	--------	-----

(1)	Z E H	子育て世帯又は複数世代同居に該当する場合、5万円	
(2)	断熱改修設備	①全体断熱改修設備	②部分断熱改修設備
		子育て世帯又は複数世代同居に該当する場合、5万円	無し